

「県子ども・子育て支援事業支援計画」  
に定める内容について

平成 26 年 5 月 22 日  
鹿児島県総務部県民生活局  
青少年男女共同参画課

## 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画記載事項

### I 子ども・子育て支援法

#### <必須記載事項> (第62条第2項)

- 1 区域の設定(第2項第1号)
- 2 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期(第2項第1号)
- 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容(第2項第2号)
- 4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置(第2項第3号)
- 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携(第2項第4号、第5号)

#### <任意記載事項> (第62条第3項)

- 1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整(第3項第1号)
- 2 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表(第3項第2号)
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携(第3項第3号)

## Ⅱ 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）

### ＜必須記載事項＞（第三の四）

- 1 区域の設定に関する事項（第三の四の1）
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項（第三の四の2）
- 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項（第三の四の3）
- 4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項（第三の四の4）
- 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項（第三の四の5）

### ＜任意記載事項＞（第三の五）

- 1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項（第三の五の1）
- 2 教育・保育情報の公表に関する事項（第三の五の2）
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項（第三の五の3）
- 4 県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期、期間、達成状況の点検及び評価（別表第七）

※ 国は、平成25年8月6日、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」を示した。

※ 今後、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」という件名の内閣府告示として出すことを予定

## 1 区域の設定

(必須記載事項)

〔法第62条第2項第1号, 基本指針(案)第三の四の1〕

県が設定する区域は, 認定こども園や保育所等の認可・認定の際の需給調整の判断基準となる。

### (1) 県設定の区域

県は, 市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し,

- ・教育・保育の量の見込み
- ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

を定める単位となる区域を設定する。

認定区分ごと, 地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には, 実態に応じて, これらの区分又は事業ごとに設定することが可能

#### ○ 検討の進め方

- ・市町村区域の設定状況を踏まえ検討
- ・広域利用の実態を把握し検討

#### 【参考】基本指針(案)第三の二の1 市町村設定区域

- ・地理的条件, 人口, 交通事情その他の社会的条件, 現在の教育・保育の利用状況, 教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して, 小学校区単位, 中学校区単位, 行政区単位等, 地域の実情に応じて, 保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める
- ・教育・保育提供区域は, 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。

## 2 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(必須記載事項)

〔法第62条第2項第1号, 基本指針(案)第三の四の2〕

県は区域ごとに,

- ・教育・保育の量の見込み
  - ・実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- を定める。

### (1) 各年度における教育・保育の量の見込み(参酌標準)

○県は、区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定める。

- ・市町村計画の数値を集計したものを基本として、都道府県が設定する区域ごとの広域調整を勧案。

※市町村計画の作成段階での都道府県への法定協議あり。

○量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勧案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。(子ども・子育て支援会議における議論など)

#### ○ 検討の進め方

- ・市町村計画の教育・保育の量の見込みの数値を踏まえ検討
- ・広域利用の実態を把握し検討

#### 【参考】基本指針(案)第三の四の2の(一)

各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込みについては、別表第六に掲げる参酌標準を参考として定める。

#### ・別表第六の参酌標準

市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、第三の五の1を踏まえて都道府県設定区域ごとの広域調整を行ったものを定めること。

#### ・第三の五の1

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成時及び特定教育・保育施設の利用

定員の設定時における都道府県と市町村の協議及び調整等に係る事項を定めること。(任意記載事項)

(2) 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等

ア 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・ 県は、区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

※市町村計画の作成段階での都道府県への法定協議あり。

→区域内において需給ギャップがある場合などは、協議時に所要の調整。

- ・ 県は、計画期間について、「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備。

- ・ 「待機児童解消加速化プラン」（平成25年4月19日公表）により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。

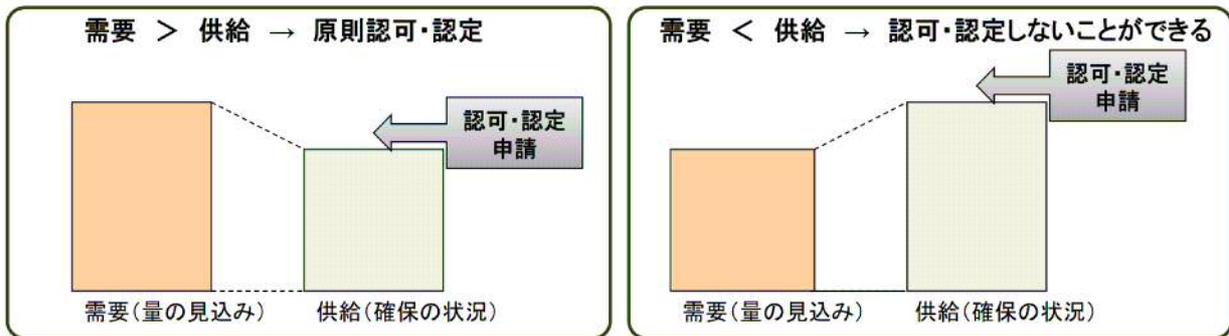
イ 県の認可、認定に係る需給調整の考え方

(7) 基本的考え方

区域ごとに、需要（量の見込み）と供給（確保の状況）の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・認定を行う。

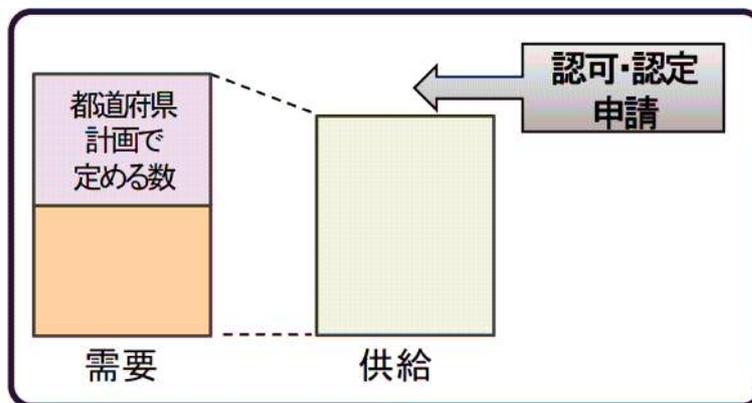
需要（量の見込み） > 供給（確保の状況）⇒ 原則認可・認定（適格性・認可基準を満たす申請者である場合）

需要（量の見込み） < 供給（確保の状況）⇒ 認可・認定を行わないことができる（＝需給調整）



(イ) 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「県計画で定める数」 > 供給  
 → 原則認可・認定 (適格性・認可基準を満たす申請者)



- ・ この「県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定
- ・ 設定に当たっては、県子ども・子育て支援会議の議論を通じて透明性を確保

※ 鹿児島市内の幼保連携型認定こども園については、中核市である鹿児島市に認可権限があるため、鹿児島市の計画の中で定めることとなる。

- 検討の進め方
  - ・ 市町村計画の教育・保育の量の見込みの数値を踏まえ検討
  - ・ 既存幼稚園・保育所の移行希望を踏まえ検討
  - ・ 実施主体である市町村の確保方策を踏まえ検討

### 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (必須記載事項)

〔法第62条第2項第2号, 基本指針(案)第三の四の3〕

#### (1) 認定子ども園の普及に係る基本的考え方

県は、認定子ども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう次の事項について記載する。

- ア 県区域ごとの目標設置数, 設置時期
- イ 幼稚園及び保育園から認定子ども園への移行に必要な支援
- ウ その他地域の実情に応じた認定子ども園の普及に係る基本的考え方

#### ○ 検討の進め方 (1)

- ・ 区域ごとに定める、「教育・保育の量の見込み」並びに「実施しようとする教育保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期」を踏まえ検討

#### (2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等

幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の県が行う必要な支援に関する事項を記載

#### (3) 教育・保育の役割提供の必要性等

教育・保育の役割提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策を記載

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携

教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携に係る基本的考え方及びその推進方策を記載

(5) 認定子ども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携

認定子ども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携に係る基本的考え方及びその推進方策を記載

○ 検討の進め方 (2)～(5)

- ・ 市町村、関係団体等の意見を踏まえ検討

#### 4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

(必須記載事項)

〔法第62条第2項第3号, 基本指針(案)第三の四の4〕

教育・保育者等の確保及び資質の向上にかかる県の支援策等を記載する。

##### (1) 教育・保育者等の確保及び資質の向上のために講ずる措置

- 教育・保育者の確保及び資質の向上のために講ずる研修等の実施
  - ・保育教諭, 幼稚園教諭, 保育士, その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者, 地域子ども・子育て支援事業に従事する者
- 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の養成及び就業の促進等
- 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の具体的な必要見込み人数とその確保方策
- 保育教諭の促進（幼稚園教諭免許・保育士資格の片方のみを有する者の併有促進）についての対象者への周知等
- 国の施策も活用した保育士人材の確保
  - ・潜在保育士の再就職等の支援等
  - ・保育士を対象とした研修の積極的な実施
- 国の施策も活用した幼稚園教諭の人材確保及び資質の向上
- 研修の実施方法及び実施回数等を定めた研修計画の作成, 研修受講者の記録の管理等

##### ○ 検討の進め方

- ・需要面, 供給面からみた従事者数について調査し, これらを踏まえ, 従事者の確保及び資質の向上について検討

5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項，その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携  
(必須記載事項)

〔法第62条第2項第4号及び第5号，基本指針(案)第三の四の5〕

専門的な知識，技術を要する支援，市町村との連携について記載する。

(1) 児童虐待防止対策の充実

- ア 児童相談所の体制の強化
- イ 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進
- ウ 妊娠や子育て家庭の相談体制の整備
- エ 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

(2) 社会的養護体制の充実 〔「県推進計画」を子ども福祉課で策定予定〕

- ア 家庭的養護の推進
  - ① 里親委託等の推進
  - ② 施設の小規模化及び地域分散化の推進
- イ 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成
- ウ 自立支援の充実
- エ 家族支援及び地域支援の充実
- オ 子どもの権利擁護の推進

(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

〔「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を子ども福祉課で策定予定〕

ア 子育て・生活支援策

イ 就業支援策

ウ 養育費の確保策

エ 経済的支援策

(4) 障害児施策の充実等

ア 市町村の施策実施への支援

イ 特別支援教育等の充実

○ 検討の進め方

- ・市町村との役割分担や事業の実施状況等を踏まえ検討

## 6 県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

〔法第62条第3項, 基本指針(案)第三の五, 別表第七〕

地域の実情に応じて以下の事項を定める。

### (1) 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

- ア 子ども・子育て支援事業計画作成時の調整
- イ 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

### (2) 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表

### (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

### (4) その他

- ア 県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の時期
- イ 県子ども・子育て支援事業支援計画の期間
- ウ 県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価

#### ○ 検討の進め方

- ・市町村との協議・調整を踏まえ検討